

証券コード8543
平成22年6月14日

株主の皆さまへ

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

株式会社 **みなと銀行**

取締役頭取 藪 本 信 裕

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第11期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成22年6月28日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（63頁から64頁）をご高覧のうえ、上記行使期限までに電磁的方法により議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号 当行本店 9階会議室
3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
- (1) 第11期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - (2) 第11期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ（<http://www.minatobk.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

第11期（平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで）事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、事務処理代行業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

【金融経済環境】

平成21年度の兵庫県経済は、全国と同様、20年度後半の急激かつ大幅な悪化から、年度前半には下げ止まり、後半には緩やかに持ち直しに向かいました。生産が増加に転じたほか、輸出はアジア向けを中心に回復の動きを示しました。一方、個人消費は厳しい雇用・所得環境の下、総じて弱めの動きとなりました。また、設備投資は企業収益悪化を反映して低調に推移しました。

【企業集団の事業の経過及び成果】

このような環境下、当行グループは「みなとブランドの醸成」「顧客ニーズ対応力の向上」及び「経営管理態勢の強化」を図るべく、中期経営計画「MINATO 10（テン）」の諸施策を推進した結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度の経常収益は、貸出金利息の減少を主因として、前年度比38億円減少の710億円となりました。一方、預金利息が減少したことに加え、貸倒引当金繰入が大幅に減少した結果、経常利益は89億円と、前年度比179億円好転しました。

また、当期純利益は35億円と、前年度比128億円好転しました。

[当行の事業の経過及び成果]

・預 金

積極的なキャンペーン展開等により個人預金を中心に資金吸収に注力した結果、前期比342億円増加し、当期末残高は2兆6,557億円となりました。

・貸 出 金

企業の資金需要が低調に推移したことを主因として、貸出金全体では前期末比478億円減少し、当期末残高は2兆2,020億円となりました。

・有 価 証 券

前期末比1,289億円増加し、当期末残高は6,001億円となりました。

・総 資 産

前期末比690億円増加し、当期末残高は2兆9,284億円となりました。

・内国為替取扱高

期中1兆2,748億円増加し、12兆5,636億円となりました。

・外国為替取扱高

期中42百万ドル増加し、21億ドルとなりました。

・損 益 状 況

貸出金利息は、残高減少に加え、利回りの低下が進んだことから前期比56億円の減少となりました。また、役務取引等収益においても、下半期の投資信託販売に一部持ち直しの動きが見られたものの前期比4億円の減少となりました。

一方、国債等の有価証券の売却益は前期比15億円増加した結果、経常収益は前期比35億円減少の658億円となりました。

経常費用は、金利低下に伴う預金利息の減少に加え、貸倒引当金繰入額も前期比174億円減少したこと等から、前期比213億円減少となり、結果、経常利益は85億円となりました。

また、当期純利益は34億円と、前期比123億円好転しました。

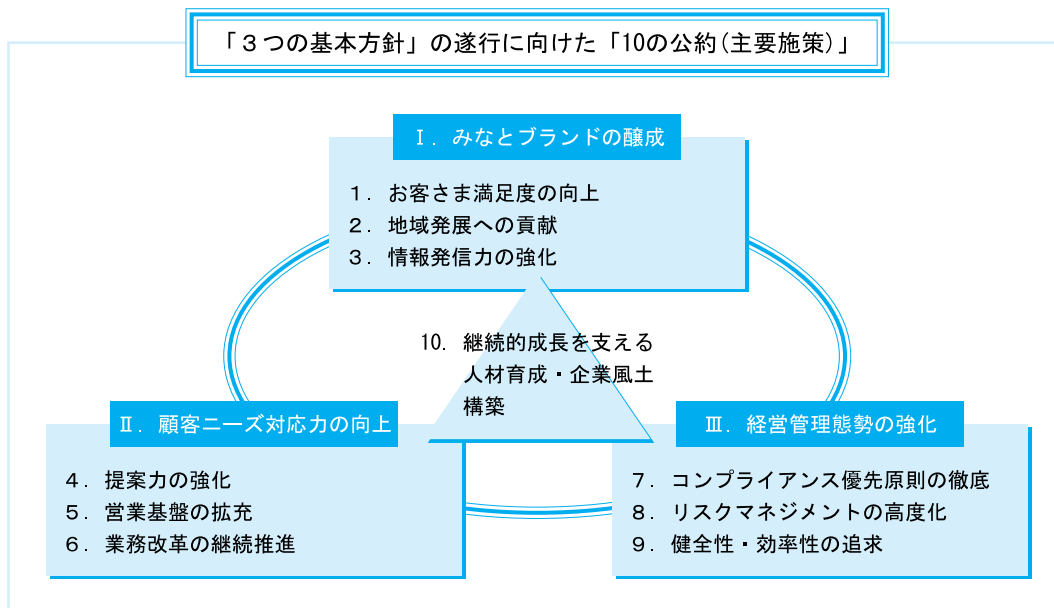
以上の結果から、当期の配当につきましては、公表どおり1株につき4円の復配とさせていただきます。予定です。

【企業集団の対処すべき課題】

わが国経済は、リーマンショック以降の急速な景気後退からようやく一部持ち直しの動きが見られるものの、依然として先を見通すことが困難な状況にあります。また、金融機関においても、企業の資金需要が低調に推移する中、規制緩和による他業態からの金融サービス参入をはじめ、近隣他行との競争激化等、厳しい経営環境が続いております。

当行グループにおきましては、法令等遵守態勢や信用リスク管理の高度化等、経営管理態勢の強化による財務の健全性堅持に加え、地元企業・個人のお客さまへの安定的な資金供給や各種相談、ビジネスマッチング等による経営課題解決へのサポートを通じ、地域金融機関として金融仲介機能の積極的な役割を發揮することが求められております。そして、これらに対応することで収益力の強化を加速的に進めることが喫緊の課題となっております。

今年度は、中期経営計画「MINATO 10（テン）」（平成20年4月～平成23年3月）の最終年となります。真に「信頼される地域のコアバンク」を目指し、「10の公約（主要施策）」の総仕上げに向けて、役職員一丸となって取り組んでまいります。



今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えしていくため、金融サービスの拡充に努めるとともに、三井住友銀行グループの地域金融機関として、金融・情報サービスの提供を通じて、地域に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご厚情とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
連結経常収益	757	816	748	710
連結経常利益 (又は連結経常損失)	121	87	△ 90	89
連結当期純利益 (又は連結当期純損失)	69	57	△ 93	35
連結純資産額	1,000	998	887	1,052
連結総資産	27,497	28,102	28,729	29,404

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
預 金	24,972	25,557	26,214	26,557
定期性預金	10,078	10,661	11,344	11,617
その他	14,894	14,896	14,870	14,939
社債 (長期信用銀行債等を除く。)	50	50	50	50
貸 出 金	21,796	22,363	22,498	22,020
個人向け	6,507	6,501	6,408	6,355
中小企業向け	12,051	12,252	11,953	11,391
その他	3,237	3,609	4,137	4,273
商品有価証券	7	4	5	9
有 価 証 券	3,997	3,839	4,711	6,001
国 債	2,381	1,302	2,142	2,426
その他	1,615	2,536	2,569	3,575
総 資 産	27,346	27,946	28,594	29,284
内 国 為 替 取 扱 高	114,746	114,490	112,888	125,636
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,450	百万ドル 1,811	百万ドル 2,058	百万ドル 2,100
経 常 利 益 (又は経常損失)	百万円 10,368	百万円 7,342	百万円 △ 9,182	百万円 8,587
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	百万円 5,577	百万円 4,229	百万円 △ 8,850	百万円 3,458
1株当たりの当期純利益 (又は1株当たりの当期純損失)	14円25銭	10円30銭	△ 21円55銭	8円42銭

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益（又は1株当たりの当期純損失）は、当期純利益（又は当期純損失）を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

なお、期中の平均発行済株式数は自己株式を除いて計算しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団における使用人数

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	その他事業	銀 行 業	その他事業
使 用 人 数	2,323人	105人	2,298人	98人

注 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。

ロ. 当行の使用人数

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,038人	2,020人
平 均 年 齢	40年6月	41年1月
平 均 勤 続 年 数	14年9月	15年1月
平 均 年 間 給 与	5,544千円	5,995千円

- 注1. 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与の算出には、他社から当行への出向者を含んでおりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 企業集団の主要な営業所

① 銀行業

株式会社みなと銀行

兵庫県：本店営業部、伊丹支店、尼崎支店、西宮支店、住吉支店、水道筋支店、三宮支店、兵庫支店、大橋支店、明石支店、三木支店、加古川支店、姫路支店、洲本支店

大阪府：大阪支店、梅田支店

東京都：東京支店

海 外：上海駐在員事務所

みなとビジネスサービス株式会社 (本社：神戸市)

みなとモーゲージサービス株式会社 (本社：神戸市)

みなと保証株式会社 (本社：神戸市)

- ② その他事業
- | | |
|--------------|----------|
| みなとリース株式会社 | (本社：神戸市) |
| 株式会社みなとカード | (本社：神戸市) |
| みなとシステム株式会社 | (本社：神戸市) |
| みなとキャピタル株式会社 | (本社：神戸市) |

ロ. 当行の営業所の状況

① 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店 104	うち出張所 (7)	店 103	うち出張所 (7)
兵 庫 県	104	(7)	103	(7)
大 阪 府	4	(1)	4	(1)
東 京 都	1	(ー)	1	(ー)
合 計	109	(8)	108	(8)

- 注1. 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を75か所（前年度末77か所）設置しております。
2. 上記のほか、駐在員事務所を1か所設置しております。

② 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
大久保駅前支店	明石市大久保町大窪280-1

- 注1. 当年度において、新設した店舗外現金自動設備はありません。
2. 当年度において、店舗外現金自動設備のうち、洲本支店三洋電機洲本出張所、網干駅支店東芝姫路工場出張所を廃止いたしました。
3. 当年度において、廃止した営業所はありません。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	3,153
その他事業	32
合計	3,186

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	中央市場支店 内装工事	152
	大久保駅前支店 内装工事	86
	外接系システム	230
	情報系システム	394
合計		862

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	傘下子会社の経営管理並びにそれに付帯する業務	平成14年12月2日	2,337,895百万円	— (46.44%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	銀行業務	平成8年6月6日	1,770,996百万円	45.10% (1.33%)

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 議決権比率欄の()内は親会社による間接議決権比率であります。

3. 親会社が有する当行の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ロ. 子会社等の状況

連結される子会社及び子法人等は8社5組合であり、その概況は次のとおりであります。

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
みなとビジネスサービス株式会社	神戸市中央区伊藤町107番地の1	事務処理代行業務他	昭和57年9月24日	20百万円	100.00%
みなとモーゲージサービス株式会社	神戸市中央区三宮町2丁目1番1号	不動産調査業務	平成元年7月17日	30百万円	100.00%
みなと保証株式会社	神戸市中央区伊藤町107番地の1	信用保証業務	昭和58年5月26日	1,780百万円	100.00%
みなとリース株式会社	神戸市中央区伊藤町107番地の1	リース業務、ファクタリング業務他	昭和59年6月21日	30百万円	5.00% (56.00%)
株式会社みなとカード	神戸市中央区伊藤町107番地の1	クレジットカード業務他	平成2年7月11日	350百万円	5.00% (91.89%)
みなとシステム株式会社	神戸市西区竹の台6丁目2番地	コンピュータ関連業務他	平成11年3月24日	50百万円	5.00% (95.00%)
みなとキャピタル株式会社	神戸市中央区伊藤町107番地の1	ベンチャーキャピタル業務、経営相談業務他	平成12年6月23日	250百万円	70.00% (30.00%)
Minato Preferred Capital Cayman Limited	P0 Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands	証券業務	平成19年9月6日	10,200百万円	100.00%
その他投資事業有限責任組合5組合					

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 議決権比率欄の()内は子会社及び子法人等による間接議決権比率であります。

3. 子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

4. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀42行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀42行、都市銀行6行、信託銀行4行、地方銀行64行、信用金庫273金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合138組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連798（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀42行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS接続方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し、現金自動預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社三井住友銀行との提携により、現金自動設備の相互開放（当行と株式会社三井住友銀行の現金自動設備の相互利用による現金自動引出しを手数料無料扱いで取扱（時間外手数料を除く））及び現金自動設備等による振込手数料の相互本支店扱い（両行相互の振込における振込手数料を本支店扱いの手数料で取扱）を行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスならびに株式会社イーネットとの提携により、CAFIS接続方式で同社の運営する現金自動設備の利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
☆藪本 信裕	取締役頭取 (代表取締役)	監査部担当	神戸商工会館株式会社 社外 監査役
☆尾野 俊二	取締役副頭取 (代表取締役)	審査企画部(正)・審査第一部 (正)・審査第二部(正)・審査 第三部(正)・審査管理部 (正)・人事部・法人業務部業 務渉外室担当	
☆井上 嗣朗	常務取締役	リスク統括部・証券国際事務 部・審査第二部(副)・審査管 理部(副)担当	
☆※正木 誠司	常務取締役	審査企画部(副)・審査第一部 (副)・審査第三部(副)担当	
☆※森 薫	常務取締役	市場金融部・事務部・システ ム部担当	
☆※後藤 盛次	常務取締役	企画部・総務部・コンプライ アンス統括部担当	畿内総合信用保証株式会社 社外取締役
太田 敏郎	取締役 (社外役員)		株式会社ノーリツ 名誉会長
庵原 敬吾	常勤監査役		
今橋 正隆	常勤監査役		
岡田 信吾	監査役 (社外役員)		星光ビル管理株式会社 代表 取締役社長 南海電気鉄道株式会社 社外 監査役
津田 貞之	監査役 (社外役員)		財団法人兵庫県国際交流協会 顧問
長手 務	監査役 (社外役員)		財団法人神戸市防災安全公社 理事長
(当年度中に退任した役員)			
竹内 健二	取締役	平成21年6月26日退任	
藤原 博	取締役	平成21年6月26日退任	
今西 昭文	取締役	平成21年4月30日辞任	

- 注1. ※印の取締役は、平成21年6月26日開催の第10期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。
3. ☆印の取締役は、執行役員を兼務しております。
4. 平成22年4月1日付で正木誠司は常務取締役から代表取締役専務に、森薫は常務取締役から代表取締役専務に変更となっております。
5. 取締役 太田敏郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、また東京証券取引所、大阪証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 監査役 岡田信吾、津田貞之及び長手務は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、また東京証券取引所、大阪証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
7. 平成22年4月1日付で本部組織の改正を行い、事務部・システム部は統合し事務統括部に、審査第三部は審査第一部に統合しております。

(参考) 当行は、平成12年6月29日より執行役員制度を導入しております。各執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の地位、氏名及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当
岡 田 好 記	執 行 役 員	システム部長
安 国 尚 史	執 行 役 員	本店営業部長
佐 園 憲 之	執 行 役 員	大阪支店長
押 条 徹 夫	執 行 役 員	梅田支店長
梶 谷 静 也	執 行 役 員	個人業務部長
(当年度中に退任した執行役員)		
小 原 泰 樹	執 行 役 員	平成21年6月26日退任
吉 田 裕 康	執 行 役 員	平成21年10月31日辞任
吉 田 博 己	常務執行役員	平成22年3月31日辞任
須 方 輝	執 行 役 員	平成22年3月31日辞任
渡 辺 真 悟	執 行 役 員	平成22年3月31日辞任

(平成22年4月以降就任した執行役員)		
児島孝治	執行役員	姫路支店長 平成22年4月1日就任
水野三洋	執行役員	審査企画部長 平成22年4月1日就任
松井明芳	執行役員	監査部長 平成22年4月1日就任
木村真也	執行役員	市場金融部長 平成22年4月1日就任
宮坂利影	執行役員	東京支店長兼企画部東京事務所長 平成22年4月1日就任
久松篤	執行役員	営業統括部長 平成22年4月1日就任
前田哲治	執行役員	総務部長 平成22年4月1日就任
森本剛	執行役員	企画部長 平成22年4月1日就任
近藤智彦	執行役員	人事部長 平成22年4月1日就任

注 平成22年3月25日開催の取締役会において、同4月1日付で執行役員岡田好記は事務統括部長に変更となっております。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人員	報酬等
取締役	10名	139百万円
監査役	5名	39百万円
計	15名	178百万円

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 取締役の報酬限度額は平成12年6月29日開催の定時株主総会において、報酬月額22百万円以内と定めております。
- 監査役の報酬限度額は平成10年12月22日開催の臨時株主総会において、報酬月額6百万円以内と定めております。
- 上記報酬等の額には、当該事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額45百万円（取締役37百万円、監査役7百万円）を含んでおります。
- 上記支給人員及び報酬等の額には、平成21年4月30日に辞任しました取締役1名、平成21年6月26日開催の定時株主総会終結時をもって退任いたしました取締役2名を含んでおります。
- 上記のほか、平成21年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
 - ・退任取締役 3名 50百万円
金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額49百万円が含まれております。
- 当事業年度末現在の人員は取締役7名、監査役5名であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏 名	重 要 な 兼 職 そ の 他 の 状 況
太 田 敏 郎	株式会社ノーリツ 名誉会長
岡 田 信 吾	星光ビル管理株式会社 代表取締役社長 南海電気鉄道株式会社 社外監査役
津 田 貞 之	財団法人兵庫県国際交流協会 顧問
長 手 務	財団法人神戸市防災安全公社 理事長

注 星光ビル管理株式会社と当行とは、当行の所有不動産（一部）の管理委託取引があります。なお、同社を含め兼職先と当行とは、いずれも特別な取引関係はありません。

(2) 社外役員の名な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
太田敏郎	平成11年4月 ～現在に至る	当事業年度開催の取締役会10回中、8回出席しております。	取締役会において、企業経営に長年携わった経験と見識に基づき、ガバナンスに関することから経営全般に至るまで幅広い事項について、必要に応じて有用な発言を行っております。
岡田信吾	平成14年6月 ～現在に至る	当事業年度開催の取締役会10回中、8回出席しております。 当事業年度開催の監査役会12回中、10回出席しております。	取締役会及び監査役会において、他社の代表取締役としての経験と見識に基づき、法令等遵守態勢や内部管理態勢の強化等に関し、必要に応じて有用な発言を行っております。
津田貞之	平成15年6月 ～現在に至る	当事業年度開催の取締役会10回中、9回出席しております。 当事業年度開催の監査役会12回中、12回出席しております。	取締役会及び監査役会において、行政に携わった経験と見識に基づき、法令等遵守態勢や内部管理態勢の強化等に関し、必要に応じて有用な発言を行っております。
長手務	平成20年6月 ～現在に至る	当事業年度開催の取締役会10回中、10回出席しております。 当事業年度開催の監査役会12回中、12回出席しております。	取締役会及び監査役会において、行政に携わった経験と見識に基づき、法令等遵守態勢や内部管理態勢の強化等に関し、必要に応じて有用な発言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
太田敏郎	当行と会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく、賠償の限度額は報酬等の2年分で、法令が規定する最低責任限度額であります。
岡田信吾	
津田貞之	
長手務	

(4) 社外役員に対する報酬等

	支給人員	銀行から受けている報酬等
報酬等の合計	4名	12百万円

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 銀行の親会社からの報酬はございません。

3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額1百万円（取締役0百万円、監査役1百万円）を含んでおります。

4. 当事業年度末現在の人員は取締役1名、監査役3名であります。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	900,000千株
	優先株式	100,000千株
発行済株式の総数	普通株式	410,940千株

(2) 当年度末株主数

10,376名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社三井住友銀行	184,828千株	45.02%
みなと銀行共栄会	22,418千株	5.46%
日本生命保険相互会社	12,001千株	2.92%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	7,194千株	1.75%
みなと銀行従業員持株会	6,716千株	1.63%
ニッセイ同和損害保険株式会社	6,661千株	1.62%
三井住友海上火災保険株式会社	6,220千株	1.51%
住友生命保険相互会社	5,203千株	1.26%
株式会社東日本銀行	4,872千株	1.18%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	4,079千株	0.99%

注1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 株式会社三井住友銀行の当行への出資状況には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している当行株式165,500千株（持株比率40.31%）を含んでおります。
なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）」であります。

3. 持株比率は自己株式（461,798株）を控除して計算しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名 称	指定社員	当該事業年度に係る報酬等
あずさ監査法人	常 本 良 治 河 崎 雄 亮	64百万円

注 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は72百万円であります。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

・会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の同意又は請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」は次のとおりであります。

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - ① 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・ガイド等を制定し、役職員がこれを遵守する。
 - ② 当行におけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。
 - ③ 当行及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - ④ 上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティ規範及び情報・文書管理規程等に則り、適切な保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - ① 当行の損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理基本規程として定め、リスク管理主担当部署は同規程に則り、各種リスク管理の基本方針を策定する。
 - ② 担当役員、各リスク管理の主担当部署及び企画部は、上記①において承認されたリスク管理の基本方針に基づいてリスク管理を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
 - ② 各取締役が適切に職務の執行を分担すると共に、組織・職務権限等に関する規程を定め、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。

- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- ① 当行グループの業務の適正を確保するため、経営上の基本方針ならびに基本的計画を策定する。
 - ② 当行グループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、コンプライアンス取組に関する関係会社規則を定め、同規則に則った適切な管理を行う。
 - ③ 当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をグループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。
 - ④ 必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループならびに株式会社三井住友銀行と連携して体制整備を行う。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立について
- ① 監査役の監査業務の遂行を補助するために、監査役室を置く。
 - ② 監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
- (7) 役職員が監査役に報告をするための体制等に係る事項について
- ① 役職員は、当行もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。
 - ② 役職員は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
- (8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について
- ① 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
 - ② 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

第11期末（平成22年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現預金	45,446	預当座預金	2,655,711
現預金	26,015	当座預金	112,252
預金	19,431	普通預金	1,302,263
預金	20,002	定期預金	24,729
預金	959	定期預金	10,147
預金	184	定期預金	1,161,284
預金	775	定期預金	505
預金	600,151	定期預金	44,527
預金	242,612	定期預金	11,088
預金	192,416	定期預金	69,372
預金	105,630	定期預金	57,457
預金	19,659	定期預金	57,457
預金	39,832	定期預金	72
預金	2,202,072	定期預金	40
預金	27,412	定期預金	27
預金	130,450	定期預金	3
預金	1,865,229	定期預金	5,000
預金	178,979	定期預金	14,189
預金	5,112	定期預金	219
預金	756	定期預金	2,248
預金	558	定期預金	3,814
預金	3,797	定期預金	1,479
預金	20,761	定期預金	1
預金	174	定期預金	5,397
預金	3,662	定期預金	273
預金	2,712	定期預金	755
預金	6,367	定期預金	795
預金	7,843	定期預金	3,974
預金	34,102	定期預金	156
預金	14,617	定期預金	717
預金	17,196	定期預金	16,303
預金	273	定期預金	2,834,838
預金	1	定期預金	27,484
預金	2,013	定期預金	49,483
預金	4,318	定期預金	27,430
預金	2,939	定期預金	22,053
預金	1,379	定期預金	22,053
預金	14,050	定期預金	14,257
預金	16,303	定期預金	53
預金	△ 34,860	定期預金	14,204
		定期預金	2,325
		定期預金	11,879
		定期預金	△ 122
		定期預金	91,103
		定期預金	2,366
		定期預金	112
		定期預金	2,478
		定期預金	93,582
資産の部合計	2,928,420	負債及び純資産の部合計	2,928,420

科目							金額
特償	却	別債	権	利取	立	益	5
特固減	定	別資損	産	損処損	分	益失損	742
税法	引	前	当	期	純	利	7,850
法	人	、	民	税	及	事	2,190
法	人	税	等	等	調	業	2,201
法	人	税	純	等	合		4,391
当	期	税	純	利	利		3,458

科目		目		金額	
自	己	株	式	式	高
前	期	未	残	高	△ 121
当	期	変	動	額	△ 1
自	己	式	の	取	△ 1
当	期	動	額	合	△ 122
株	主	末	残	合	87,645
前	期	変	動	配	—
当	期	金	の	利	3,458
剩	余	株	の	取	△ 1
当	期	変	額	合	3,457
当	己	末	残	額	91,103
評	他	算	差	額	△ 514
そ	有	券	評	差	2,881
前	期	未	の	純	2,881
当	期	変	期	額	2,366
株	本	動	の	合	69
当	期	末	当	損	43
繰	延	ツ	期	額	43
前	期	ジ	変	純	112
当	期	未	動	額	△ 445
株	本	動	の	合	2,924
当	期	末	期	純	2,924
評	換	差	額	額	2,478
前	期	末	の	合	87,200
当	期	変	期	配	—
株	本	動	の	利	3,458
当	期	末	当	取	△ 1
純	資	産	期	合	2,924
前	期	未	の	額	6,381
当	期	変	変	残	93,582
剩	余	金	の	配	—
当	期	株	の	利	3,458
株	本	動	の	取	△ 1
当	期	末	期	合	2,924
当	期	末	の	額	6,381
当	期	末	残	高	93,582

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（時価のある株式については決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
そ の 他	2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から

独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は35,103百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（会計方針の変更）

当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当事業年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

7. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は313百万円増加、繰延税金資産は130百万円減少、その他有価証券評価差額金は190百万円増加し、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ131百万円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資(親会社株式を除く)総額4,338百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,738百万円、延滞債権額は55,347百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は366百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は609百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,060百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、27,971百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し貸借対照表に計上した額は、25,874百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 104,127百万円
預け金 0百万円
その他資産 90百万円
担保資産に対応する債務
預金 3,119百万円
債券貸借取引受入担保金 69,372百万円
上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券51,210百万円及びその他資産(手形交換所保証金)57百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は3,645百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、463,620百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が453,544百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 19,862百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,200百万円が含まれております。
13. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は19,998百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 227円98銭
16. 関係会社に対する金銭債権総額 21,799百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 44,294百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 139百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 468百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 75百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|---------------------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 1,261百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 770百万円 |
| その他業務・営業経費・その他経常取引に係る費用総額 | 2,288百万円 |
2. 1株当たり当期純利益金額 8円42銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないのでありません。
4. 「その他の経常収益」には、部分直接償却取立益1,356百万円を含んでおります。
5. 「その他の経常費用」には、債権売却損108百万円を含んでおります。

6. 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。

上記の固定資産のうち、以下の資産については、収益性の低下、及び移転・廃止に伴う遊休化により、投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額635百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
東京都	営業用店舗	建物等	13
大阪府	営業用店舗	建物等	164
兵庫県尼崎市	営業用店舗	土地及び建物等	350
兵庫県播州地区	営業用店舗	土地及び建物等	90
兵庫県神戸市須磨区	遊休	建物等	12
兵庫県神戸市灘区	遊休	建物等	4
計			635

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	449	11	—	461	注
種類株式	—	—	—	—	
合計	449	11	—	461	

注 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成22年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	5

2. 満期保有目的の債券 (平成22年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	57,168	57,540	372
	社債	13,061	13,150	89
	小 計	70,229	70,691	461
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	2,700	2,697	△ 2
	小 計	2,700	2,697	△ 2
合 計		72,930	73,389	458

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成22年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

注 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	3,928
関連法人等株式	—
合 計	3,928

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,572	7,052	1,519
	債券	318,831	314,974	3,856
	国債	129,359	128,025	1,333
	地方債	105,138	103,932	1,205
	社債	84,334	83,016	1,318
	その他	31,034	30,523	510
	小 計	358,438	352,550	5,887
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,877	7,288	△ 1,410
	債券	148,898	149,342	△ 444
	国債	113,253	113,544	△ 290
	地方債	27,409	27,463	△ 53
	社債	8,234	8,334	△ 99
	その他	7,735	7,781	△ 46
	小 計	162,510	164,412	△ 1,901
合 計		520,948	516,963	3,985

注 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,481
その他	453
合 計	1,934

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	95	24	—
債券	381,755	3,690	42
国債	338,220	3,293	17
地方債	25,818	181	22
社債	17,715	215	2
その他	3,111	12	54
合 計	384,962	3,727	97

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、60百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	16,177百万円
退職給付引当金	3,222百万円
賞与引当金	323百万円
未払事業税	210百万円
減価償却額	180百万円
有価証券償却否認額	1,077百万円
その他	1,280百万円
繰延税金資産小計	22,473百万円
評価性引当額	△4,564百万円
繰延税金資産合計	17,908百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△1,475百万円
退職給付信託設定益	△685百万円
繰延ヘッジ損益	△77百万円
その他有価証券評価差額金	△1,619百万円
繰延税金負債合計	△3,857百万円
繰延税金資産の純額	14,050百万円

(関連当事者との取引)

属性	会社名	住所		資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	
親会社	株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区		百万円 1,770,996	銀行業	%	
		関係内容		取引の内容	取引金額	直接被所有	45.10
		役員の 兼任等	事業上 の関係			間接被所有	1.33
		転籍 5人	銀行業務	財務取引	百万円 7,000	借入金	百万円 30,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。
2. 借入金は他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
3. 取引金額は劣後特約付借入金の返済であります。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 8社5組合
主要な会社名
みなとビジネスサービス株式会社
みなとモーゲージサービス株式会社
みなと保証株式会社
みなとリース株式会社
株式会社みなとカード
みなとシステム株式会社
みなとキャピタル株式会社
Minato Preferred Capital Cayman Limited
ほか投資事業有限責任組合5組合
- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

2. 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません
- ② 持分法適用の関連法人等
該当ありません
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません
- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

1月24日	1社
3月末日	7社
12月末日	5組合
- ② 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

連結貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	45,462	預渡性預金	2,651,798
コールローン及び買入手形	20,002	債券貸借取引受入担保金	11,088
買入金銭債権	5,603	借入金	69,372
商品有価証券	959	借用金	47,257
有価証券	596,592	外国為替債	72
貸出金	2,197,239	その他負債	5,000
外国為替	5,112	賞与引当金	27,954
リース債権及びリース投資資産	7,082	退職給付引当金	910
その他資産	30,411	役員退職慰労引当金	4,061
有形固定資産	34,187	睡眠預金払戻損失引当金	193
建物	14,620	睡眠預金払戻損失引当金	717
土地	17,196	支払承諾	16,759
建設仮勘定	1	負債の部合計	2,835,186
その他の有形固定資産	2,369	(純資産の部)	
無形固定資産	4,271	資本金	27,484
ソフトウェア	2,868	資本剰余金	49,483
その他の無形固定資産	1,402	利益剰余金	15,287
繰延税金資産	14,681	自己株式	△ 122
支払承諾見返	16,759	株主資本合計	92,133
貸倒引当金	△ 37,919	その他有価証券評価差額金	2,447
		繰延ヘッジ損益	112
		評価・換算差額等合計	2,560
		少数株主持分	10,568
		純資産の部合計	105,261
資産の部合計	2,940,448	負債及び純資産の部合計	2,940,448

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
株	主	資	本	本	
資	期	本	末	金	
前	期	末	変	高	
当	期	動	動	額	27,484
当	期	額	合	計	—
資	本	剰	余	高	27,484
前	期	末	剰	金	
当	期	変	動	高	49,483
当	期	額	合	額	—
利	益	剰	余	高	49,483
前	期	末	剰	金	
当	期	変	動	高	11,704
剩	余	金	の	配	
当	期	純	剰	当	—
当	期	動	額	益	3,583
自	己	末	株	計	3,583
前	期	変	式	高	15,287
当	期	動	の	式	
自	己	株	額	高	△ 121
当	期	変	の	額	
当	期	動	取	得	△ 1
株	主	資	合	計	△ 1
前	期	末	合	高	△ 122
当	期	変	剰	計	
剩	余	金	の	高	88,551
当	期	純	剰	額	—
自	己	株	の	当	3,583
当	期	変	額	益	△ 1
当	期	動	取	得	3,581
評	価	・	差	計	92,133
そ	の	換	額	高	
前	他	算	差	等	
当	有	券	額	金	
当	期	末	差	高	△ 512
株	主	変	動	額	
主	資	本	の	当	2,960
資	本	以	項	期	—
本	以	外	目	変	2,960
等	外	の	の	動	—
変	の	項	期	額	2,447
動	目	目	変	純	
計	の	の	額	額	
高	当	期	合	計	
	期	末	計	高	

科 目						金 額
繰	延	へ	ッ	ジ	損	益
前	期	期	末	残	高	高
当	期	期	変	動	額	額
	株	主	資	本	以	外
	当	期	変	動	額	の
	期	期	末	残	動	額
	評	価	・	換	算	差
	前	期	期	末	差	額
	当	期	期	末	差	額
	株	主	資	本	以	外
	当	期	変	動	額	の
	期	期	末	残	動	額
	少	数	株	主	持	持
	前	期	期	末	残	高
	当	期	期	末	残	高
	株	主	資	本	以	外
	当	期	変	動	額	の
	期	期	末	残	動	額
	純	資	産	合	合	計
	前	期	期	末	残	高
	当	期	期	末	残	高
	剩	余	金	の	配	当
	自	己	株	式	の	利
	株	主	資	本	以	外
	当	期	変	動	額	の
	期	期	末	残	動	額
	当	期	期	末	残	高
						計
						高
						額
						69
						43
						43
						112
						△ 442
						3,003
						3,003
						2,560
						613
						9,955
						9,955
						10,568
						88,721
						—
						3,583
						△ 1
						12,958
						16,540
						105,261

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等（時価のある株式については連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,087百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(会計方針の変更)

当連結会計年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求に備えるため、当連結会計年度において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価

しております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は313百万円増加、繰延税金資産は130百万円減少、その他有価証券評価差額金は190百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ131百万円増加しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,774百万円、延滞債権額は55,067百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は366百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は609百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,816百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,971百万円であります。
6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、25,874百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	104,127百万円
預け金	0百万円
その他資産	90百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,119百万円
債券貸借取引受入担保金	69,372百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券51,210百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は3,649百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、478,945百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が468,869百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 19,995百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金45,000百万円が含まれております。
12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は19,998百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 230円69銭
15. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

(連結損益計算書関係)

1. 1株当たりの当期純利益金額 8円72銭
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないのでありません。
3. 「その他経常収益」には、部分直接償却取立益1,356百万円を含んでおります。
4. 「その他の経常費用」には、株式等償却474百万円、債権売却損416百万円、貸出金償却216百万円を含んでおります。
5. 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、連結される子会社及び子法人等は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。

上記の固定資産のうち、以下の資産については、収益性の低下、及び移転・廃止に伴う遊休化により、投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額635百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
東京都	営業用店舗	建物等	13
大阪府	営業用店舗	建物等	164
兵庫県尼崎市	営業用店舗	土地及び建物等	350
兵庫県播州地区	営業用店舗	土地及び建物等	90
兵庫県神戸市須磨区	遊休	建物等	12
兵庫県神戸市灘区	遊休	建物等	4
計			635

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度 末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	410,940	—	—	410,940	
種類株式	—	—	—	—	
合計	410,940	—	—	410,940	
自己株式					
普通株式	449	11	—	461	注
種類株式	—	—	—	—	
合計	449	11	—	461	

注 増加の要因は単元未満株式の買取によるものであります。

2. 配当に関する事項

平成22年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 1,641百万円
- ② 1株当たり配当額 4円
- ③ 基準日 平成22年3月31日
- ④ 効力発生日 平成22年6月30日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務等の金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金の受入のほか、借入による間接金融や社債の発行により資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、当行の一部の連結される子会社及び子法人等には、有価証券を保有している会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当連結会計年度の連結決算日現在における営業貸付金のうち、20.45%は不動産業、物品賃貸業に対するものであり、当該不動産業、物品賃貸業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券及び商品有価証券は、主に株式、債券等であり、満期保有、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金及び社債は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引等があります。当行では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融資産・負債から生じる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

このほか、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引を行っております。

また、一部の連結される子会社及び子法人等では、有価証券を保有しており、当該金融商品は、金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の融資業務規程及び信用リスクに関する管理諸規定等に従い、営業貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、審査関連部署のほか営業関連部署により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部等において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において検討されたALMに関する方針に基づき、総合リスク会議（経営会議）において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部等において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当行グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理するとともに、為替持高を管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、総合リスク会議での決議を経て、市場リスク管理に関する諸規則に従い行われております。市場金融部では、外部から投資商品を購入しており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。企画部が管理している株式は、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報はALM委員会及び経営会議において定期的に報告されております。
- 一部の連結される子会社及び子法人等が保有する有価証券については、子会社の市場リスク・流動性リスク管理細則に従い管理されており、当行においてモニタリングしております。
- (iv) デリバティブ取引
- デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価・事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスク管理に関する諸規則に基づき実施されております。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当行グループは、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（(注2)参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	45,462	45,462	—
(2) コールローン及び買入手形	20,002	20,002	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	959	959	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	72,930	73,389	458
その他有価証券	521,293	521,293	—
(5) 貸出金	2,197,239		
貸倒引当金(※1)	△ 35,379		
	2,161,860	2,164,379	2,519
資産計	2,822,508	2,825,486	2,978
(1) 預金	2,651,798	2,653,132	△ 1,334
(2) 譲渡性預金	11,088	11,089	△ 0
(3) 債券貸借取引受入担保金	69,372	69,372	—
(4) 借入金	47,257	46,359	898
(5) 社債	5,000	4,208	791
負債計	2,784,517	2,784,162	355
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	773	773	—
ヘッジ会計が適用されているもの	197	197	—
デリバティブ取引計	970	970	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（6ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表される基準価額によっております。自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、発行先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

その他有価証券として保有する変動利付国債の時価については、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から引続き市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ「有価証券」が3,210百万円増加、「繰延税金資産」が1,304百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,906百万円増加しております。変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、貸出先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、一部の当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

定期性預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、残存期間が短期間（6ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 社債

一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した際に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	1,878
② 組合出資金等(※3)	453
合 計	2,332

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 当連結会計年度において、非上場株式について291百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金等のうち、組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月11日

株式会社 みなと銀行
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 常 本 良 治 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 河 崎 雄 亮 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月11日

株式会社 みなと銀行
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 常 本 良 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 河 崎 雄 亮 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査部、内部統制所管部室その他の使用人、親会社の監査役その他の者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかどうかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、整備の状況を確認いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥がない旨の報告を取締役等及びあずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月11日

株式会社 みなと銀行 監査役会

常勤監査役 庵原敬吾 ㊟

常勤監査役 今橋正隆 ㊟

監査役 岡田信吾 ㊟

監査役 津田貞之 ㊟

監査役 長手務 ㊟

(注)監査役岡田信吾、監査役津田貞之及び監査役長手務は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆さまに安定的な配当を実施するとともに経営基盤の拡充に努め、内部留保の充実を図ってまいりますために、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及び総額
当行普通株式1株につき金4円、総額1,641,916,716円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成22年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 利便性向上及び公告手続合理化を目的として電子公告を採用することとし、併せて不測の事態に備えた予備的公告方法を定めるため、公告方法に関する規定（変更案第5条）を変更しようとするものであります。
- (2) 株主の皆さまの便宜を図るため、単元未満株式の買増しに関する規定を新設するものであります。（変更案第9条(4)、第10条）
- (3) その他上記追加に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第4条 （条文省略） （公告方法） 第5条 <u>当銀行の公告は、神戸新聞および日本経済新聞に掲載する。</u>	第1条～第4条 （現行どおり） （公告方法） 第5条 <u>当銀行の公告方法は、電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、神戸新聞および日本経済新聞に掲載して行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当銀行の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) } (2) } (条文省略) (3) }</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当銀行の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) } (2) } (現行どおり) (3) }</p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(单元未満株式の買増し)</u></p> <p>第10条 当銀行の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、当銀行に対し、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>第10条～第50条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第51条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役井上嗣朗氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
井上 嗣朗 (昭和30年12月24日生)	昭和53年4月 当行入行 平成6年10月 同 昆陽里支店長 平成8年10月 同 灘支店長 平成11年4月 同 水道筋支店長 平成15年4月 同 大橋支店長 平成17年4月 同 梅田支店長 平成17年6月 同 執行役員梅田支店長 平成20年6月 同 常務取締役兼常務執行役員（現任） (担当) リスク統括部、証券国際事務部担当、審査企画部、審査第一部、審査第二部、審査管理部副担当	39,000株

注 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役庵原敬吾、津田貞之の両氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
1 ※	須方 輝 (昭和30年5月17日生)	昭和54年4月 当行入行 平成10年5月 同 青木支店長 平成12年7月 同 上郡支店長 平成16年4月 同 審査第二部部长 平成17年4月 同 西宮支店長 平成18年10月 同 姫路支店長 平成19年4月 同 執行役員姫路支店長 平成22年4月 同 顧問(現任)	1,000株
2 ※	渡邊 勝 幸 (昭和18年7月26日生)	昭和39年4月 兵庫県採用 平成4年4月 同 都市住宅部土地政策局指導室長 平成5年4月 同 都市住宅部総務課長兼人事管理員 平成8年4月 同 都市住宅部次長兼阪神・淡路大震災復興本部都市住宅部次長 平成11年4月 同 東京事務所長 平成13年4月 同 阪神南県民局長 平成16年3月 兵庫県退職 平成16年6月 株式会社北摂コミュニティ開発センター代表取締役社長 平成20年6月 新西宮ヨットハーバー株式会社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 新西宮ヨットハーバー株式会社取締役会長	0株

注1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者のうち、渡邊勝幸氏は社外監査役の候補者であります。同氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外監査役候補とした理由について
 渡邊勝幸氏は、行政に長年携わった経験と幅広い見識を有しており、社外監査役に適任であると判断いたしました。なお、東京証券取引所、大阪証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。
 - (2) 責任限定契約について
 社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、定款第43条（第2号議案による変更後の定款第44条）において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、渡邊勝幸氏が監査役に就任した場合には、社外監査役として当行との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容は次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことによって、当行に対し損害賠償責任を負う場合は、当該社外監査役が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
3. ※は新任の監査役候補者であります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任されます監査役庵原敬吾、津田貞之氏の両氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当行役員退職慰労金規程に基づき退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。また、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

なお、当行役員退職慰労金規程につきましては、本店に備え置き、株主の皆さまの閲覧に供しております。

各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
庵 原 敬 吾	平成19年6月 当行常勤監査役 現在に至る
津 田 貞 之	平成15年6月 当行監査役 現在に至る

以 上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権をご行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ※）から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。）
※ 「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成22年6月28日（月曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使くださり、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたりご行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合も、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

〈メモ欄〉

A series of 15 horizontal dotted lines for writing notes.

A series of 15 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a template for writing.

定時株主総会会場のご案内

会 場 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
当行本店9階会議室
電話番号 078(331)8141 (大代表)

◎会場付近の略図

